

高崎市マンション管理適正化推進計画
(計画期間：令和7年4月～令和17年3月)

令和7年4月

1 高崎市域内における管理の適正化に関する目標

高崎市におけるマンションは令和6(2024)年4月現在で125棟、8,199戸となっており、1980年代後期から1990年代前期に建設されたマンションが多く立地しています。計画策定時点で築40年以上のマンションは15棟712戸で、10年後には4倍の60棟3,312戸、20年後には約5.5倍の82棟4,780戸となり、今後高経年のマンションが急増することが推測されることを踏まえ、マンション管理の主体となる管理組合が適切に維持管理できることが求められています。

2 高崎市域内におけるマンションの管理の状況を把握するために講ずる措置に関する事項

高崎市においては、マンションの管理状況を把握するため必要に応じて管理組合の実態把握に努めます。

3 高崎市域内におけるマンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

法第5条の3の規定に基づき、管理計画の認定事務を実施します。また、必要に応じて、国のマンション管理適正化指針に即し助言・指導を行います。

4 高崎市域内における管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針(高崎市マンション管理適正化指針)に関する事項

高崎市マンション管理適正化指針は、国と同様の内容とします。

5 マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

マンションが適正に管理されないことによる様々な課題や管理計画の認定制度等について、市の窓口やホームページ等を通じて普及・啓発を進めます。

6 計画期間

計画期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間とします。